

三木町農業委員会

令和 6 年 2 月 定例会議事録

三木町農業委員会

令和6年2月定例会議事録

(会期) 1日間

(開催年月日) 令和6年2月20日

(会議時間) 13:25~15:30

(開催場所) 会議室棟 3号会議室・4号会議室

出席委員数 17名

2番	松田	隆雄
3番	平井	直行
4番	沖藤	高獎
5番	阿部	一義
6番	古市	哲
7番	溝渕	常雄
8番	高重	浩二
9番	原内	健正
10番	森	宏樹
11番	北岡	利幸
13番	地下	三
14番	岡田	久
15番	川田	正憲
16番	藤澤	勇一
17番	多田	幸子
18番	溝渕	廣明 (会長職務代理)
19番	高尾	壽一 (会長)

欠席委員数 2名

1番	山地	孝志
12番	鈴木	勤

事務局

1. 貞中政治事務局長
2. 川田耕平課長補佐
3. 漆原翔平係長
4. 谷井直人主任主事

町職員

1. 鈴木陽副主幹
2. 渡辺龍也主任主事

(1) 農地法関係

(別紙) 議案書のとおり

- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更について
議案第 5 号 非農地証明願について
議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について
報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
報告第 2 号 使用貸借返還通知について

(2) 三木町農業委員会委員の辞任について

(3) 香川県農業会議常設委員会審議報告について

(4) 農業経営改善計画認定申請について

(5) 青年等就農計画認定申請について

13時25分 開会

事務局 本日はお忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。ただいまからの2月の農業委員会定例会を開会いたします。なお、本日、鈴木委員、山地孝志委員より欠席の連絡をいただいておりますので、ご報告を申し上げます。それでは開会にあたりまして、高尾会長よりごあいさつをお願いいたします。

会長 (挨拶)

事務局 ありがとうございました。今月の定例会につきましては、先程会長さんが仰られたように、6つの議案の審議と2つの報告ということでございます。どうぞよろしくお願いいいたします。なお、本日の議事録署名委員さんにつきましては、岡田委員さんと地下委員さんにお願いしたいと思います。それでは高尾会長よろしくお願ひします。

会長 それでは、次第に入っていきたいと思いますが、まず1号で私の件がございますもんですから、退席したいと思います。それではよろしくお願ひしたいと思います。

(ここで会長が退室し、会長職務代理が議事を進行)

会長職務代理 それでは事務局、説明をお願いします。

事務局 失礼いたします。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、まず番号1番、説明させていただきます。議案書の1ページをご覧ください。
【議案第1号の番号1について朗読（別紙、議案書のとおり）】
以上になります。

会長職務代理 これだけ。

事務局 はい、1番だけご審議いただいて。

会長職務代理 1番について事務局から説明があったわけでございますけれども、その点、地元委員の説明を。

川田委員 それでは説明させていただきます。■■■方に太陽光発電設備が予定されておりまして、そちらの方からケーブルを引いてパソコンの方へ引っ張っていかないといけないんですが、そのケーブルを通すところが43m²となっておりますので、必要かと思いますので問題ないかと思います。よろしくお願ひいたします。以上です。

会長職務代理 地元委員さんから説明がありましたが、このことについてご質問はございませんか。

会長職務代理 ないようでしたら、この件について承認の方の挙手をお願いいたします。

委員一同 (挙手)

会長職務代理 ありがとうございました。

(ここで会長が入室し、会長が議事を進行)

会長 それでは、続けて2番から事務局より説明をお願いしたいと思います。

事務局 失礼いたします。それでは番号2番です。
【議案第1号の番号2以降について朗読（別紙、議案書のとおり）】

以上、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 はい、それでは2番から5番についてですね、地区担当の委員さん、何か補足することがありましたらお願ひします。

岡田委員 2番の分ですけど、■さんが町議されよって、■さんは農業をされよって、二人は同級生で。■さんは高齢ですが農業の経験もあって、町議もなさつるので元気なんで、問題ないと思います。以上です。

会長 はい。3番はどなたになるんかな。

沖藤委員 この田んぼは、実は今まで頼まれて僕が耕運や草刈りをしてきたところなんですが、■さんがこれまで隣の田んぼをやってましたんでこれからは一体的にやるっていうんで、効率的になるんかなと思います。■さんは、今後、無断転用のほうが大変になると思うんですけど、今回の件に関しては、全然何の問題ないと思います。

会長 はい、4番は。

原内委員 4番は、■さんのところを■さんが耕作。委託でしょったんで、それを譲り受けた形になっているので、問題ないと思います。

5番の■さんに至っては、家庭菜園でされるということで、ここも問題はないかと思います。

会長 ご質問はございますか。2番の■さんは耕作してなかつたん。

事務局 はい、農地の方は持つてなかつたです。

会長 場所的には、山ですか。

岡田委員 ■の工場の西あたりです。これと一緒に非農地申請も出しています。

会長 土地も土地やし、初めてやし、ね、

岡田委員 意欲はあるんで、意欲だけはこうてあげてください。

会長 意欲的には元気があつていい話やとは思うけどね。

事務局 農地の方は所有してないですけど、手伝いとかで農作業の歴は20年、トラクターと軽トラは自己所有のものがあります。

会長 トラクターを持っている、ということか。4番の■さんは、もう全く農業はやめてしまうことなんやね。

原内委員 もともと自転車屋をやってた人で、もう年も年なんで、歩きかねてる感じです。農作業と言うても、ほとんどずっと全部頼んでたような状態だったんで。

岡田委員 自転車屋さんももう廃業しとんですか。

原内委員 はい、します。もう車も乗つてないと思います。

会長 他にご質問はございませんか。

会長職務代理 5番の■さん、この人は家庭菜園するんやね。

- 事務局 はい、そうです。
- 会長 それでは採決に行こうと思います。1号の2番から5番について承認の方の挙手をお願いします。
- 委員一同 (挙手)
- 会長 はい、ありがとうございました。次に第2号、農地法第4条、それから現地調査の関係もあるんで、3号の5条、4号の計画変更まで続けて事務局お願ひします。
- 事務局 はい、それでは議案第2号及び3号及び4号について、併せて説明させていただきます。まず、議案書の2頁をご覧ください。なお、お配りしている個別の地図も併せてご覧ください。【議案第2号、3号、4号について朗読（別紙、議案書のとおり）】以上、議案第2号、3号、4号の説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。
- 会長 それでは、現地調査の報告をお願いしたいと思います。
- 岡田委員 それでは、現地調査の報告を行います。2月分の農地法関連の申請について、去る、令和6年2月13日の午前9：00から4条申請2件、5条申請3件、5条事業計画変更3件、計8件につきまして、高尾会長、溝渕会長職務代理、地下委員、私、事務局2名の計6名、及び、担当地区の農業委員、推進委員とともに現地調査を実施いたしました。現地では、申請区域の特定、隣接農地の状況、造成方法、排水方法等について、確認いたしました。その中で問題となったのは、4条申請番号1、2です。これらの案件につきましては、すでに造成がなされておりましたが、無断転用の是正ということで始末書が添付されており、周辺農地等への影響はありませんでした。その他の点についても特に問題はありませんでした。以上で、現地調査の報告を終わります。
- 会長 ありがとうございました。では、地区担当の委員に補足の説明をお願いしたいとおもいます。事業計画変更は、工期の変更だけですので、よろしいかと思います。2号、3号について、委員の方、補足説明をお願いします。まず、池戸。
- 藤澤委員 農地法第4条の許可申請でありますけれども、2頁ですけども、■さんは従来、商店街の方に材木店がいまもあるんですけども、その関係の人なんんですけども、先程事務局からの説明がありましたように、隣接地の宅地を変更しております。その片側ということで、町道■線いうんですけども、そちらの方に隣接しております農地を宅地に拡張ということで、特に問題はありません。よろしくお願ひします。
- 会長 4条の2。氷上やね。
- 沖藤委員 ここはですね、もう家に入る入口はここしか取れないということで、以前は車を持ってなかつたんで出入りが東側の水路の方からできよったんですけど、車を使うようになってからは家に入るための入り口としてずっと使っていたようです。僕が知る限り、農地として使っていた記憶はないんで、周辺の環境も完全に宅地の真ん中なんで、農地で残されるより、逆にこの方が周辺への影響はないように思います。
- 会長 次は、先ほど言ったと思いますが、下水の工事の資材置き場ですね。
- 藤澤委員 皆さんお手元の案内図、あの下水道工事をするということで、農道を掘削するんですけども、その農道は幅が2mしかないということで、重機が通りにくいんで、入り口の駐車場を仮設駐車場に利用させていただくということでよろしくお願ひします。
- 森委員 3番の■さんの件についてですけども、この農地については、■の組合長されよった奥さんがおるんですけども、管理ができないということと、息子さんも県外に住んで

いるということで、管理ができないということでの転用で、排水等も問題ないと思いませんので、よろしくご審議よろしくお願ひします。

会長 地図については、お手元にあると思います。
4条、5条。全体的にご質問のある方。特にございませんか。

委員一同 (特になし)

会長 それでは採決に入ります。議案第2号、3号、4号までですね。まず議案第2号4条、承認の方は挙手を願います。

委員一同 (挙手)

会長 はい、全会一致で承認します。それでは次に、つづきまして第3号。これについて承認の方、挙手をお願いします。

委員一同 (挙手)

会長 はい、ありがとうございました。全会一致で承認します。続きまして、第4号利用計画変更。これについて承認の方、挙手をお願いします。

委員一同 (挙手)

会長 はい、全会一致で承認されました。続きまして、議案第5号、非農地証明願でございます。これについては地図をご覧になってください。事務局、説明をお願いします。

事務局 失礼いたします。議案第5号非農地証明願について説明します。議案書の5ページをご覧ください。
【議案第5号について朗読（別紙、議案書のとおり）】
以上、議案第5号、非農地証明願について説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 現地は確認した。道はあるんな。

事務局 確認しました。軽自動車がやっと通れる感じで、完全に山でした。

会長 なにか質問はございませんか。よろしいですか。

委員一同 (質問なし)

会長 それでは採決します。議案第5号、非農地証明願について、承認される方の挙手をお願いします。

委員一同 (挙手)

会長 ありがとうございました。全会一致で承認されました。続きまして、議案第6号農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局 失礼いたします。それでは議案第6号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について説明いたします。こちらについては新規のみ説明させていただきますので、議案書の7ページをご覧ください。番号9番より説明いたします。

【議案第6号について朗読（別紙、議案書のとおり）】

以上になります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 確認しながらで結構ですが、ご質問がありましたらお願ひします。

- 藤澤委員 8ページの14番なんですけども、全体の面積が5反を超えてますよね。これで、興味があるのが、花とか唐辛子とか細ネギとか薬草とかなっとんですが、どのような作物体系でいくんかな。5年間の間でどのように作っていくんかな。特に薬草とは何ですか。溝渕副会長、知りませんか。
- 会長職務代理 これ私の管轄ではないんやけど、聞いた話では、薬草や。その薬草の先生は、■先生で、その人が教えてくれよんやと。
- 松田委員 「ミシマサイコ」とか言うんがあるでしょ。なんかそれをやるん。
- 会長職務代理 ここはみんなで寄って、共同作業で薬草植えるそうです。
- 会長 なんか、会社がついとるいよったんよな。
- 会長職務代理 会社がついとんで、契約栽培やと思います。
- 藤澤委員 個人でやるとなったら、難しいわな。
- 会長職務代理 試験ほ地見たけど、草にやられてますわ。農薬が使えんけんな。難しいわな。
- 地下委員 ■がくるらしい。
- 会長 薬草以外にも花とかも取り組むみたいやね。
- 会長職務代理 ここは朝倉でも一番田んぼの大きい分ですわ。1枚で3反あるんですわ。お日様がようあたる、ええ田んぼですわ。川の突き当りの田んぼ。
- 会長 北岡委員、これは津柳のはみな、ずっと植えとんな。
- 北岡委員 これは峠の手前から西へ上がっていくところですわ。
- 会長 これはまだ、牧草作れる状態かな。
- 北岡委員 ずっと作つります。
- 会長 パイロットはもうほぼ牧草になつとるみたいやね。
- 会長職務代理 牧草でも作ってくれたらええわな。
- 会長 よろしいですか。それでは利用権の採決に移ります。議案第6号農用地利用集積計画について、承認される方の挙手をお願いします。
- 委員一同 (挙手)
- 会長 はい、ありがとうございました。全会一致で承認されました。審議は以上でございまして、あと、報告が2件あります。事務局より報告お願いします。
- 事務局 失礼いたします。報告議案について説明させていただきます。議案書の11ページをご覧ください。報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてです。
【報告第1号について朗読（別紙、議案書のとおり）】
続きまして、報告第2号、使用貸借返還通知について説明させていただきます。議案書の12ページをご覧ください。
【報告第2号について朗読（別紙、議案書のとおり）】

以上で報告議案の説明を終わります。

会長 はい。報告事項ですが、何か質問がありましたら、お願いします。

会長職務代理 報告第2号ですが、[]さんが借ってるんですが、解約した後の借受人は決まってるんですか。

事務局 決まってないと聞いてます。

会長職務代理 この田んぼは、草刈ってくれないので私が刈っているのですが、この田んぼの下の人も困つとるというので、私がするということで頼まれたんだけど。

会長 解決するんは解決する、ということでえんですな。

藤澤委員 借主がちゃんと維持管理を適正にしてもらわな困るわな。

会長 早く次の人借りてあげたらえんやけどな。事務局にはまだ次が出てきてないんやね。

事務局 事務局にはまだ出てきていないですね。

会長職務代理 また家に行ってみますわ。荒らされたら困るし。

会長 井上の2つも、借受人はまだ出てきてないんかな。

事務局 ここはタバコをするっていうんで。

川田委員 私が聞いとんでは、今やってるところ、下高岡で3人でやってるところが立ち枯れが出て作れないんで、どうしても貸してもらえないかと問われて。

会長 それで変更したんですね。8反くらいあるね。

会長 他になければ報告はこれで終わります。次は、農業委員さんの辞任の件になります。資料は手元にお配りします。状況は事務局から報告してもらいます。

事務局 審議事項（2）三木町農業委員会委員の辞任について、でございます。本日配布しております、こちらのクリップ留めされたA3の資料をご覧ください。資料のとおり、令和6年1月23日付で山地孝志委員より、体調不良を理由に辞任願が提出されております。農業委員会等に関する法律第13条の規定によりまして、本定例会にて辞任の同意を求めるものでございます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

藤澤委員 この間も出て来とったわな。元気に、定例会。体調不良ですか。

事務局 体調不良です。

会長 ちょっと長いご病気らしいんです。

藤澤委員 資料にも付いとんですが、その地域の農業委員としての後継者ですが、その地域に精通してなくてもいいということになっとんですか。

事務局 県農業会議にも確認したところ、委員が任期途中で辞任した場合の委員の補填についてですが、法令上規定はなく、必ずしも1名欠員するごとに補填する必要はないとのことです。

藤澤委員 法律ではそうなっとんでしょうけど、今後の審議等があったらだれがするんですか。

- 事務局 現在、山地委員が持っている担当地区については、長尾街道から南は原内委員が、北が高尾会長が補完していくということで、事前に了承は得ております。
- 会長 長尾街道から北は少し家があるんかな。その辺りは原内君が見てくれるんかな。鳥打・駒足は私が見るんでね。
- 原内委員 え、わかりました。そしたら、鳥打・駒足はお願ひします。
- 会長 それでは1名欠員となって残念ではございますが、決を採らせてもらってよろしいでしょうか。
- 委員一同 はい
- 会長 それでは、辞任の件について承認の方の挙手をお願いします。
- 委員一同 (挙手)
- 会長 それでは、承認されました。次は(3)その他、常設審議委員会の報告を行います。令和6年1月分としまして、農地法第4条、香川県は0件、三木町も0件。農地法第5条については、香川県は14件88642.16m²、三木町は2件3,366.00m²でございました。1月分は以上でございます。
それでは、お手元にございます、農業経営改善計画。まずこれの審議をしていきたいと思います。
- 町職員 本日は、農業経営改善計画認定申請にあたり、お時間をいただき誠にありがとうございます。今回の認定申請につきましては、申請者本人の意思によって5年後の目標をもとに香川県東讃農業改良普及センター担当職員からの助言、指導を交え、農業経営改善計画を作成したものです。
今回は3経営体の認定農業者の経営改善計画書の更新及び1経営体の新規認定、2経営体の新規就農者の青年等就農計画申請となります。なお、計画書の認定において要点のみ抜粋して説明していきますので、ご了承ください。それではお手元の資料をご覧ください。【農業改善計画認定申請書4件を朗読】
以上で、農業経営改善計画認定申請書の説明を終わります。
- 会長 いま、更新が2つ、新規が1つの説明していただきました。これについて、ご質問はございますか。
- 会長 2番目の■さんの農業生産施設のところにある出荷施設というのはなんですか。
- 町職員 いちごを詰めたりとかする作業場です。
- 会長 他になにがありますか。ないようであれば、以上3件について採決したいと思います。これを承認する、という方は挙手をお願いします。
- 委員一同 (挙手)
- 会長 はい。ありがとうございます。本件については、そういうことでよろしくお願ひします。つづきまして、青年等就農計画、2名ですかね。この説明を、お願ひします。
- 町職員 続きまして、青年等就農計画認定申請書2件について、説明します。
【青年等就農計画認定申請書2件を朗読】
以上で、青年等就農計画認定申請の説明を終わります。

- 会長 はい、2名やね。青年等就農計画認定申請について、ご質問ございますか。
- 会長職務代理 2番目の [REDACTED]さんやけど、いまハウスを建てよんやけど、今年の9月定植やと思うんやけど、作付面積と生産量の現状、これ、今年の分やけど、1, 840kgは少ないんじやないの。量的には。
- 農林課 年間ではなくて、この作付け面積と生産量現状については、農業経営を開始するにあたって、1年目の大体の見込みを記載するようになっているので、普及と相談した結果、面積と生産量はこれくらいで無理なくいきましょうという指導により、記載しています。
- 会長職務代理 いま、いちごは6反の時代やけんな。なんば悪ても3反でも少ないとくらいなんやけど。3反とつたら、5, 000キロになるんで。
- 会長 4月から建てよんですか。
- 会長職務代理 もう建つとんです。中古のハウスやな。[REDACTED]の西側に建てよん。
- 多田委員 [REDACTED]さんですけど、将来の農業経営の構想のことろで、年間労働時間は同じなのに、所得はこんなに差があるのは、栽培方法とか何か、お聞きになってるんですかね。
- 農林課 現状のところは就農してまだ1年目なので、十分に反収とかまだ取れてないということで、目標の方は、5年後の新規就農の目標が260万円というところで設定しています。
- 多田委員 仕事のやり方が変わるから、所得が大きく変わる、ということではないんですね。
- 平井委員 新規就農は250万円以上でなかつたらいかんというところで設定しとんじやないかな。かといって250万で生活できるんかいの。そのために相当な資本をいれなんだら補助が出んし、やりだしたら引けんのやから。それでできんから万歳して辞めるというんは、会社を辞めるというのと違うけんな。若い人には農業に資本を投資して借金してまで若い人に農業しまいとは言いにくいね。政府もあんまり力入れてくれるようにないし。
- 会長 所得も労働時間ももうちょっと上昇の気持ちが欲しいな。
- 沖藤委員 この所得は、ハウスの償却費を抜いた分ですか。
- 会長 所得やからね。収入で言うたら、この2倍くらいにはなると思うからね。
- 沖藤委員 償却を抜いたら所得がこれくらいということかもしれませんですね。ところで3ページ目に載つとる事業は、いまでも無利子なんですよね。
- 町職員 新規就農者の場合は、無利子。いま、農業次世代人材事業はなくなって、新規就農総合対策支援対策事業の補助するが3年になりました。年間150円の補助には変わりないけれど、5年から3年に代わりました。
- 沖藤委員 [REDACTED]さんの方なんですけど、目標の生産量額が、現状の倍くらいになってますけど、所得は減っているというのは何か理由があるんでしょうか。
- 町職員 こちらはですね、令和7年にトラクターから機械を5台新調するということで、減価償却資産が増えていることから所得が減っているのが原因です。
- 会長 機械導入の借入金分も減らしてるんやね。農業所得、もう少し指導してやってもらえたると思いますね。この2名はこれから新規で始めていくんでしょうけれど、農業所得の目標をもう少し高めにね。

- 古市委員 普及所の指導に基づいて作成しているのであるのなら、普及所に来ていただいて説明をしていただいたらどうでしょうかね。
- 会長 農業委員会から、「所得が低い」というキツい指導が出たよということで、普及所にも報告してもらいましょう。
それでは、3その他ですが、新聞の切り抜きの紹介です。小さい方が、耕運の時の水管理のことが書かれているので参考にしてください。大きい方は、草刈りの話ですね。地主さんにも草刈り等を協力してもらおうという話ですね。土地持ちの人にも畔の草刈りくらいはしてもらおうという記事です。今後の参考にしてください。
- 事務局 高尾会長、議事進行お疲れさまでした。また、委員の皆様におかれましても慎重審議ありがとうございました。最後に、担当より今後の行事予定等についてお知らせをいたします。
- 事務局 それでは、今後の行事予定等について、お知らせいたします。
【行事予定について通知】
連絡事項は以上でございます。
- 事務局 それでは閉会に当たりまして溝渕会長職務代理よりご挨拶をお願いいたします。
- 会長職務代理 (挨拶)

15時30分 閉会